

○長崎県補助金等交付規則

昭和40年3月30日

長崎県規則第16号

改正 昭和43年7月4日規則第45号

昭和45年10月3日規則第44号

昭和47年12月23日規則第70号

平成29年3月31日規則第20号

平成30年3月30日規則第21号

令和3年8月24日規則第76号

注 令和3年8月から条文沿革を注記した。

長崎県補助金等交付規則をここに公布する。

長崎県補助金等交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金等の交付の申請及び決定並びに補助金等の使用等に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1) 補助金

(2) 利子補給金

(3) その他相当の反対給付を受けない給付金で知事が別に定めるもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

4 この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの

(2) 利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

5 この規則において「間接補助事業等」とは、前項第1号の給付金の交付又は同項第2号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の名称等)

第3条 補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業等の内容は、別に定める。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請(契約の申込みを含む。以下同じ。)をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類)に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事がその必要がないと認めたときは、省略することができる。

(1) 補助事業等の事業計画書

(2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類

(3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書

(4) その他知事が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第5条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(交付の決定の除外)

第5条の2 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、交付の決定を行わないものとする。ただし、知事が別に定める補助金等に係る申請にあつては、この限りでない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

(補助金等の交付の条件)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を附することができる。

2 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を附したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を附さなければならない。

(補助金等の交付の決定の通知)

第7条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、別に定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができないとき(補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。)

2 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたとき(前項に掲げる場合を除く。)は、補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

3 第7条(補助金等の交付の決定の通知)の規定は、第1項の取消し又は前項の変更をした場合について準用する。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令及びこの規則(以下「法令等」という。)の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他この規則に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行うものとし、いやしくも補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせるものとし、いやしくも間接補助金等を他の用途へ使用(利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあっては、その融通の目的に従って使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をすることのないようにさせなければならない。

(状況報告等)

第11条 知事は、別に定めるところにより、補助事業者等に対し、補助事業等の遂行の状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

(1) 事業計画書、収支予算書その他第4条の規定により知事に提出した書類の内容を変更(別に定める軽微な変更を除く。)しようとするとき。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。

(補助事業等の遂行等の指示)

第12条 知事は、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を求めることができる。この場合において、知事は、補助事業者等が前項の規定による指示の内容に

適合させるための措置を知事の指定する期日までにとらないときは、第17条の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書(様式第2号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

2 前項後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となった計画に比して変更がないときは、この限りでない。

(補助金等の額の確定)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示することができる。

2 第13条(実績報告)の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第16条 第14条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書(様式第3号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

(補助金等の交付の決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者等が第5条の2各号のいずれかに該当することが判明し、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 第7条(補助金等の交付の決定の通知)の規定は、第1項又は第2項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第18条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

4 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとった措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定による補助金等の交付の決定の取消しを受け、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。ただし、補助金等が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第4項に規定する間接補助金等に該当する場合は、この限りでない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 知事は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者等の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助金等の返還を遅延させないためとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で別に定めるもの

(3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて別に定めるもの
(補助金等の交付手続の特例)

第21条 知事は、別に定めるところにより、第4条、第7条、第13条、第14条又は第16条の規定にかかわらず、当該各条の手続を併合又は省略して補助金等を交付することができる。

(様式の特例)

第22条 知事は、特に理由があると認めるときは、この規則に定める様式の特例を定めることができる。
(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和40年4月1日から施行し、昭和40年度の予算に係る補助金等から適用する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

樹苗養成費補助規程(昭和3年長崎県令第50号)

長崎県つばき林改良手入補助規則(昭和25年長崎県規則第86号)

災害林道復旧事業補助金交付規則(昭和26年長崎県規則第92号)

開拓地畜舎設置費補助金交付規則(昭和26年長崎県規則第110号)

干拓堤とう補強事業補助金交付規則(昭和26年長崎県規則第119号)

自作農創設維持助成費交付規則(昭和27年長崎県規則第41号)

社会事業短期大学給費規則(昭和28年長崎県規則第30号)

簡易水道等施設補助金交付規則(昭和28年長崎県規則第43号)

昭和28年6月から7月までの間に生じた大水害又は同年8月から9月までの間に生じた風水害による開拓地農業施設災害復旧事業補助金交付規則(昭和29年長崎県規則第17号)

森林病虫害等駆除費損失補償金及び補助金交付規程(昭和31年長崎県規則第37号)

長崎県農業共済団体等事務費補助金交付規則(昭和31年長崎県規則第41号)

長崎県農山漁村建設総合対策費補助金交付規程(昭和31年長崎県規則第50号)

病虫害防除用機具購入費補助金交付規則(昭和31年長崎県規則第59号)

農業委員会等補助金交付規則(昭和32年長崎県規則第21号)

農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規則(昭和32年長崎県規則第22号)

自作農創設特別措置特別会計償還対策費補助金交付規則(昭和32年長崎県規則第30号)

開拓事業入植営農関係補助金交付規則(昭和32年長崎県規則第32号)

入植施設災害復旧事業補助金交付規則(昭和32年長崎県規則第33号)

天災による被害農林漁業者等に対する経営資金等利子補給費及び損失補償費補助金交付規則(昭和32年長崎県規則第80号)

長崎県せき悪林地改良事業補助金交付規則(昭和33年長崎県規則第1号)

長崎県農村青年活動促進費補助金交付規則(昭和33年長崎県規則第7号)
長崎県中小農家向家畜預託事業費補助金交付規則(昭和33年長崎県規則第20号)
長崎県単独草地改良事業補助金交付規則(昭和33年長崎県規則第45号)
長崎県農業協同組合中央会事業活動促進費補助金交付規則(昭和33年長崎県規則第75号)
長崎県鶏卵集荷所設置事業補助金交付規則(昭和33年長崎県規則第79号)
長崎県事業内職業訓練費補助金交付規則(昭和33年長崎県規則第83号)
納税貯蓄組合補助金交付規則(昭和34年長崎県規則第35号)
長崎県水産業振興奨励事業費補助金交付規則(昭和34年長崎県規則第58号)
長崎県果樹増殖振興に対する利子補給費補助金交付規則(昭和34年長崎県規則第59号)
地方公道改良整備事業補助金交付規則(昭和37年長崎県規則第5号)
農業協同組合合併推進費補助金交付規則(昭和37年長崎県規則第9号)
長崎県土地改良事業等補助金交付規則(昭和37年長崎県規則第10号)
農業協同組合振興対策費補助金交付規則(昭和37年長崎県規則第11号)
長崎県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年長崎県規則第12号)
長崎県日雇労働者雇用奨励金の支給に関する規則(昭和37年長崎県規則第40号)
長崎県農業構造改善事業促進対策費補助金交付規則(昭和37年長崎県規則第82号)
農地集団化附帯土地改良事業補助金交付規則(昭和38年長崎県規則第8号)
長崎県電力対策補助金交付規則(昭和38年長崎県規則第13号)
長崎県造林事業補助金交付規則(昭和38年長崎県規則第85号)
林道開設及び改良事業補助金交付規則(昭和39年長崎県規則第13号)

3 昭和39年度以前の予算に係る補助金等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和43年規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第20号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第21号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月24日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

参考

○利率等の表示の年利建て移行に関する規則(抄)

昭和45年10月3日
長崎県規則第44号

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第16条 前各条の規定による改正後の規則その他の規則の規定に定める延滞金、違約金、貸付利息、延滞利息等の額の計算につきこれらの規則の規定に定める年当たりの割合は、^{じゅん} 閏 年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

様式第1号

(令3規則76・全改)

様式第1号

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所

氏 名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

何年度(補助金等の名称)交付申請書

何年度において(補助事業等の名称)について、(補助金等の名称) 円を交付される
よう、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第4条の規定により、次の関係
書類を添えて申請します。

関 係 書 類

- 1 何事業計画書
- 2 何収支予算書
- 3 何 々

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○(連絡先○○○—○○○—○○○○)

発行担当者 △△ △△(連絡先○○○—○○○—○○○○)

様式第2号

(令3規則76・全改)

様式第2号

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

何年度(補助事業等の名称)実績報告書

年 月 日付長崎県指令()()第 号で交付の決定の通知があつた(補助事業の名称)について、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第13条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告する。

関 係 書 類

- 1 何 々
- 2 何 々
- 3 何 々

発行責任者及び担当者	
発行責任者	〇〇 〇〇(連絡先〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇)
発行担当者	△△ △△(連絡先〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇)

様式第2号の2

年 月 日

長崎県知事 様

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

何年度(補助事業等の名称)実績報告書及び(補助金等の名称)交付請求書

年 月 日付長崎県指令()()第 号で交付の決定の通知があつた
(補助事業等の名称)について、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第13
条の規定によりその実績を関係書類を添えて報告します。

なお、同規則第16条の規定により(補助金等の名称)を下記のとおり交付されるよう請求
します。

記

金 円

関係書類

1 何々

2 何々

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○(連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△(連絡先○○○-○○○-○○○○)

様式第3号

(令3規則76・全改)

様式第3号

何年度(補助金等の名称)交付請求書(前金払・概算払)

金 円

(年 月 日付長崎県指令()()第 号で額の確定の通知があった)
(補助金等の名称)を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎
県規則第16号)第16条の規定により、請求します。

年 月 日
長崎県知事 様

請求者 住 所
氏 名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

(前金払・概算払)を必要とする理由

発行責任者及び担当者

発行責任者 ○○ ○○(連絡先○○○-○○○-○○○○)

発行担当者 △△ △△(連絡先○○○-○○○-○○○○)

